

浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図り、再生可能エネルギー設備導入を推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関し、浅川町補助金交付規則（昭和51年浅川町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合し、太陽電池モジュールは太陽光発電普及拡大センターにおいて適合機種として登録されたものとする。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は、国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値（単位はキロワットで表示するものとし、小数点以下2桁未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以下同じ。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの

(2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたもの

(3) 申請時において使用に供されていないもの

(4) 電力会社と電力受給契約を締結していること

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、自らが居住し、又居住しようとする町内の住宅

（専用住宅又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等併用住宅又はそれらの住宅に付随する車庫、物置等）に対象システムを設置する個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者

(2) 対象システムが設置された新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入する者

(3) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 借りている住宅に設置する者

(2) 町税等を滞納している世帯員がある者

(3) この要綱による補助金の交付を既に受けている者

(4) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要する経費で、別表に掲げる経費とする。

2 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は1キロワット当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（最大出力が4キロワットを超える対象システムについては、4キロワットとする。）を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 工事請負契約書又は、売買契約書の写し
- (4) 町税完納証明書（様式第4号）
- (5) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）を、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（状況の報告）

第8条 規則第6条の規定による状況報告は、浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業実施状況報告書（第8号様式）により報告を求めることができる。

2 町長は、補助事業を適正に執行するため、当該事業の実施状況を現場において確認することができる。

3 補助対象者は、当該事業が完了したときは速やかに浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業完了報告書（第9号様式）を町長へ提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第11号）
- (2) 対象システムの設置の状況を確認することができる写真
- (3) 電力会社と電力需給契約書の写し
- (4) 単線結線図
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第12号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第 11 条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第 13 号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（交付決定の取消）

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第 14 条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第 14 号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により、法定耐用年数の期間内において、補助事業者が当該対象システムを処分する場合、補助金の返還を求めることができる。

（補則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

(1) 太陽電池モジュール
(2) 架台
(3) 接続箱
(4) 直流側開閉器
(5) インバータ
(6) 保護装置
(7) 発生電力計
(8) 余剰電力販売用電力量計
(9) 配線・配線器具の購入・据付
(10) 工事に関する費用

事業実施計画書

補助事業の名称		浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業		
太陽電池モジュールの設置を予定する住宅等	所有者住所			
	所有者氏名	(電話 - -)		
	所有者区分	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()		
	住宅の種類	1 専用住宅	(延べ面積	m ²)
		2 店舗等併用住宅	(住居部分の面積	m ²)
		(その他の面積	m ²)	
屋根の形状	1 切妻 2 寄棟 3 陸屋根 4 その他 ()			
発電装置	太陽電池モジュールのメーカー・型式名			
	メーカー	①型式名	_____	
		②型式名	_____	
		③型式名	_____	
	太陽電池モジュールの設置方法			
	1 架台設置型 2 建材一体型 3 その他 ()			
太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数容量				
	① _____W × _____枚 = _____W			
	② _____W × _____枚 = _____W			
	③ _____W × _____枚 = _____W			
	太陽電池の公称最大出力 (①+②+③) _____W			
パワーコンディショナのメーカー・型式名・定格出力・台数				
	メーカー _____			
	①型式名 _____	定格出力 _____kw	台数 _____台	
	②型式名 _____	定格出力 _____kw	台数 _____台	
施工業者	住所			
	名称等	担当者氏名	(電話 - -)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 設置場所の案内図 <input type="checkbox"/> 対象システムを設置する前の建物の全景が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 対象システムの性能を示す書類 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類			
備考				

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
① 太陽電池モジュール		
② 架台		
③ パワーコンディショナ (インバータ・保護装置)		
④ その他附属機器 (接続箱 直流側開閉器 交流側開閉器)		
⑤ 設置工事に関する費用 (配線・配線器具の購入・電気工事等含む)		
計		

町税完納証明書

年 月 日

浅川町長

申請者
住所
氏名 (印)
電話 ()

浅川町太陽光発電システム設置事業補助金交付申請のため、下記の同居する家族について、納付すべき税目の納期到来分について完納されていることを証明願います。

記

申請者の氏名			
同居する 家族の氏名			

証明事項	納付すべき税目の納期到来分について完納されている。
証明番号	第 号 (年 月 日現在)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

浅川町長

(印)

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、下記により交付する。

年 月 日

浅川町長

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 自ら居住し、又は居住しようとする町内の住宅（住宅部分の床面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること）へ太陽光発電システムを設置すること。
 - (2) 補助対象となるシステムとは、次に掲げるすべてに適合し、太陽電池モジュールは太陽光発電普及拡大センターにおいて適合機種として登録されている住宅用太陽光発電システムであること。
 - ① 低圧配電線と逆潮流有りで連系すること
（自家使用を越える余剰電力分を電力会社に売電できること）
 - ② 公称の最大出力（日本工業規格または国際規格で規定）が10kw未満であること
 - ③ 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたもの
 - ④ 申請時において使用されていないもの（中古品でないもの）
 - ⑤ 電力会社と電力需給契約を締結していること
 - (3) 補助対象工事が完了したときは、補助対象工事完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出できるものであること。

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

浅川町長

記

(理由)

変更承認申請書

年 月 日

浅川町長

補助対象者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け、浅川町指令第 号で補助金交付決定のあった浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更等したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

年 月 日

浅川町長

補助対象者

住 所

氏 名

印

浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業実施状況報告書

年 月 日付け浅川町指令第 号において交付決定された浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業遂行状況については下記のとおり報告します。

記

（ 年 月 日現在）

設置に要する費用	円
出 来 高	円
進 捗 率	%
完了予定年月日	年 月 日
備 考	

年 月 日

浅川町長

補助対象者

住 所

氏 名

㊟

浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業完了報告書

年 月 日付け浅川町指令第 号において交付決定された浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 交付決定額	円
2 着手年月日	年 月 日
3 完了年月日	年 月 日

年 月 日

浅川町長

補助対象者

住 所

氏 名

印

電 話（ — — ）

浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業実績報告書

年 月 日付け浅川町指令第 号で交付決定通知のあった浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業等の名称	浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業			
設 置 場 所	浅川町大字 字			
設置に要した費用	円			
補 助 金 の 額	円			
着 手 ・ 完 了 日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 対象システムの設置の状況を確認することができる写真 <input type="checkbox"/> 電力会社との電力需給契約書の写し <input type="checkbox"/> 単線結線図 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類			
摘 要				

※添付写真の種類

- ①太陽電池モジュールを設置した後の建物の全景が確認できる写真
- ②太陽電池モジュールの設置枚数状況が確認できる写真
- ③パワーコンディショナの全体が確認できる写真
- ④パワーコンディショナの銘板が確認できる写真

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

区 分	決 算 額	摘 要
① 太陽電池モジュール		
② 架台		
③ パワーコンディショナ (インバータ・保護装置)		
④ その他附属機器 (接続箱 直流側開閉器 交流側開閉器)		
⑤ 設置工事に関する費用 (配線・配線器具の購入・電気工事等含む)		
計		

様

浅川町長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知する。

記

確 定 金 額	円
---------	---

浅川町長

補助対象者

住 所

氏 名

㊞

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け浅川町指令第 号で交付決定のあった浅川町住宅用太陽光
発電システム設置事業補助金を、下記のとおり請求する。

記

請 求 金 額	円				
支 払 方 法	現金払 ・ 口座振込				
(現金払・口座振込のどちらかに○をし、口座振込を選択した場合は、金融機関・口座名義の欄に必要事項を記入してください。 なお、口座名義は補助対象者と同一にしてください。)	金 融 機 関	振 込 先	信金 銀行 農協 信組 労金	本店 支店	
		預金種別	普通・当座・貯蓄	口座番号	
	口 座 名 義	フリガナ			
		お 名 前			

浅川町長

補助事業者

住 所

氏 名

⑨

電 話 (- -)

処 分 承 認 申 請 書

年 月 日付け浅川町指令第 号より交付決定通知を受け設置した住宅用太陽光発電システムを処分したいので、浅川町太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第 14 条の規定により申請します。

補 助 事 業 の 名 称	浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業
設 置 場 所	浅川町大字 字
処 分 の 方 法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他 ()
処 分 の 時 期	
処 分 の 理 由	